

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和3年10月26日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和4年1月18日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
学事文書課	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約保証金の免除の取扱いについて、再度、確認するとともに、判断に迷う場合は、自所属だけでなく審査所管課を含め確認を徹底し、誤った規定の解釈により契約保証金の免除が行われることがないように再発防止に努める。
税政課	執行管理体制が適切でないものがある。	課税業務に用いるシステムの処理誤りを防止するため、一部、システムの改修を行った。 また、システムに入力した内容について、システム運用業者と課内担当者において複数名でチェックを徹底することとした。
建築住宅課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	事業対象年度内に、市町村から事業実施主体に対する補助金の交付事務が完了できるよう、交付要綱上の補助事業実績報告書の提出期限を3月上旬に設定するとともに、市町村に対して、事業対象年度内に補助金の交付事務が完了するよう周知を図る。 また、交付要綱を作成する際に、内容について担当内でダブルチェックを行う。 併せて、課内で情報を共有し、再発防止に努める。
水産振興課	支出事務が適切でないものがある。	納品確認や支払事務が煩雑にならないよう、事業を実施する公所に予算を配当替し、発注から支払までの一連の事務が公所で完結する方法に改め、事務ミスの発生を防止する。 また、物品購入の際に使用する納品検査の様式を見直すとともに、納品書をリスト化して所属内で共有することで、請求書の催促等の適切な事務を行う。

障がい福祉課	予算の計上が適切でないものがある。	<p>予算の計上を誤ったものについては、積算過程で人為的ミスが発生するおそれがあることを念頭に、現計予算額に対し増減額が大きい場合はその要因分析を行うとともに、業務主任者と業務管理者によるチェックを徹底する。</p> <p>また、不適切な科目で支出したものについては、財務規則等に則ることを大原則とし、事前に対応策について審査所管課に相談したうえで、必要であれば財務所管課にも流用手続を依頼するなど、正規の対応を徹底する。</p>
義務教育課	執行管理体制が適切でないものがある。	<p>国庫支出金等事務に係る適正な事務執行の確保について（令和3年8月2日付教育長通知）を発出し、以下の対策を講じた。</p> <p>事業担当者は、交付先別に一覧化した執行管理表を作成し、経理担当者、業務管理者及び業務総括者は事務手続に漏れがないか確認する。</p> <p>経理担当者は、国庫支出金の金額（支出予定額、支出済額等）を記載した管理表を作成し、交付先ごとの支出額等を管理するとともに、システムとの照合等を行い、最終的に支出漏れ等がないことを確認する。</p> <p>また、これまで各担当課内で完結していた「県予算を通らない国庫補助金」の事務処理について、決裁ルートに主管課である教育政策課を組み入れ、主管課においても管理する体制とする。</p>
スポーツ保健課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	<p>補助金の交付事務を適切に実施するため、事務執行チェックシートの業務総括者への提出・保管を徹底するとともに、必要に応じて業務管理者等においてもチェックシートを共有するなど、複数の職員による事務の進捗状況等の確認・管理を行う。</p> <p>また、事務執行チェックシートの項目に「国との事務手続」の項目を追記し確認する。</p>